

不妊治療費助成事業のご案内

【県の助成】

特定不妊(体外受精・顕微授精)の治療の一部を助成

■県特定不妊治療費助成事業

・内容

- ① 1回15万円まで(治療内容によっては7万5千円まで)
 - ② 初回治療に限り30万円まで
 - ③ 男性不妊治療を行った場合は、15万円まで上乗せ
- ※妻の年齢が43歳未満の人が対象
※詳細や必要書類などは、県のホームページで確認してください。

■不妊専門相談事業

県では、助産師や医師などの専門家による不妊に関する相談事業を行っています。

▼相談先

- 県女性相談センター(福祉総合相談所内)
Tel 096(381)4340
- ・電話相談 午前9時～午後8時(月曜～金曜)
- ・来所(面接相談) 要予約

〈問い合わせ〉

県子ども未来課
Tel 096(333)22009

【村の助成】

一般不妊不育治療、特定不妊治療の費用を助成

■村ごとのとり支援事業

・内容

- 1年度につき、夫婦一組あたり20万円を限度(県の助成を除いた残りの自己負担分を含む)
- ・対象者
- ① 夫婦の住民票が村にあること
 - ② 婚姻後1年以上経過し、当該夫婦間の実子がいないこと
 - ③ 医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者であること
 - ④ 治療を受けている夫婦および同一世帯員に村税などの滞納がないこと
 - ⑤ 妻の年齢が43歳未満であること
- ※県の対象にならない人も役場健康推進課までご相談ください。また、申請に必要な書類や申請期限、詳細は、村ホームページにも掲載しています。

〈問い合わせ〉

役場 健康推進課保健係
Tel (67)2704

指定難病医療受給者証更新申請出張受付のご案内

指定難病医療受給者証は、更新の時期を迎えています。本年度は南阿蘇村で出張受付を行います。引き続き受給者証の発行を希望する人は出張受付をご利用ください。

■日時

8月30日(水)
午前9時～11時30分 午後1時～3時

■場所

庁舎2階会議室

■更新時期

- 有効期限でそれぞれ異なります。
- ・有効期限が9月30日までの人 7月3日(月)～31日(月)
 - ・有効期限が12月31日までの人 8月21日(月)～9月22日(金)
 - ※受付期間が7月31日(月)までの人でも、出張受付時に手続きができません。
 - ※保健所でも受け付けを行っています(土・日、祝日を除く)。
- 受付時間 午前9時～午後5時
- 不明な点は保健所までご連絡ください。

〈問い合わせ〉

阿蘇保健所 保健予防課(担当 北里)
阿蘇市一の宮町宮地2402番地(阿蘇地域振興局)1階左側
Tel (24)9036
Fax (24)9031

※阿蘇保健所は、本年3月末に阿蘇地域振興局1階に移転しました。